

近江堅田・本福寺門徒団の経済的側面

上 田 穂

I

室町時代を通じて、農村では所謂貨幣経済の浸透により、社会階層の分化が進行した。特に、その傾向は畿内の経済的に先進的な地域において顕著にみられる。そこでは、小農民を中心とした村落共同体である「惣」や「惣村」が強力に再編成されつつあった。このような共同体を基盤として団結した農民は支配者に対して「一揆」という積極的な抵抗に踏み切っていったのである。

正長元年(1428)、全国的な飢饉がおこり、9月には近江・山城の郷民が「徳政」を要求して蜂起する所謂「正長の土一揆」がおこる。やがて、この一揆は、伊賀・伊勢・紀伊・和泉・河内・大和・播磨の諸国に波及していく。以後、約百年間に数多くの土一揆が次々に広がっていく。⁽¹⁾

彼等の要求したものは、徳政・年貢減免・段錢の反対といった経済的なものが大半であった。このような一揆の体験によって農民は益々成長していくことになる。また、室町幕府においても、その社会的政治的基盤であった守護大名が権力を強め、明徳の乱(1391)、応永の乱(1399)、嘉吉の乱(1441)の反幕府的内乱がおこっている。まさに、下剋上の風潮とともに政情は更に不安定なものとなつた。

続いて、応仁元年(1467)から文明9年(1477)まで続いた所謂「応仁の大乱」は、有力守護家の内紛にあったといえる。その後も内紛は続いたが、文明17年(1485)12月山城の農民と在地領主層の「国人」衆が結束して山城国一揆をおこした。⁽²⁾そして後、明応2年(1493)までの8年間、南山城一帯は国人衆の合議支配となつたのである。

このような時期に、全国的に大波乱をおこしたのは浄土真宗の仮面を被った「国一揆」＝「一向一揆」であった。本来、本願寺は宗祖・親鸞の遺骨と遺影を安置した場所であり、親鸞の遺族が留守職として堂内に居住管理し、その維持費は関東

の門徒等から送られる寄進によっていた。

3代・覚如(1270-1351)に至って「親鸞一如信一覚如」の法脈相承を設定し、血脈相承と共に親鸞の純粹な教説は覚如にだけあるとした。そのため、地方の門徒等から疎遠となり、孤立無縁となつたのである。覚如以後、本願寺教団は一時的に衰微するが、やがて北陸・摂津・河内・近江に確実な門徒を獲得して、蓮如(1415-1499)時代の飛躍的発展の時を迎える。特に、蓮如の父・存如は近江から北陸を巡り、堅田の法住・金森の道西・赤野井の慶乗等の有力な本願寺門徒を得ている。

これらの有力門徒には、聖教の筆写本や名号本尊を下布された。そして、この布教方法は、蓮如に引き継がれていく。また、地方門徒のために、「講」がそれぞれの門徒団に組織された。しかし、この本願寺教団の急激な発展は比叡山西塔の衆徒らの忌避するところとなり、寛正6年(1465)正月9日、山徒らによって大谷本願寺は破却された。その後、法住・道西・慶乗らの近江の門徒は山門と争ったが、蓮如は山門に莫大な礼銭を納めて落着する。

このように、蓮如は地方門徒と直接接觸する機会をもち、特に、惣村の道場坊主・年老・長を教化の対象とした。「坊主」とは、在俗の百姓分である場場坊主であり、「年老」は後の庄屋、「長」は長百姓のことで、いずれも惣村の幹部級のことである。別に、蓮如と彼らとの間には「手次の坊主」(坊主分)と呼ばれる寺号を公称する僧侶(大坊主)が存在した。また、「本願寺門徒記」に頻出する「官途・治部助」「官途シテ三郎衛門」「ソノ子八郎二郎、官途八郎左衛門」の所謂「官途なり」と称するもので、下剋上の結果、百姓が官途について官名を名乗った場合とか、官途について改名したことを示すものがある。

本論では、近江堅田の法住一族を中心とした真

宗本福寺門徒団の組織⁽⁴⁾とその経済的側面を取り上げるものである。

II

近江堅田の本福寺がその門徒衆の上に根を降ろしていらい、強靭な真宗本願寺教団を背景とした門徒団が形成される。この門徒団の組織の骨組みとなつたものは、当時、全国的な広範囲に繰り広げられた門徒の系譜であったといえる。

この本福寺門徒団の組織体に胎動している諸文化側面のうちで、特に強力な働きかけをもつてゐる経済的側面について取り上げ、同寺伝存の諸文書をもとに検討していきたい。⁽⁵⁾

先ず、分析の緒を第1表・本福寺年表に基づいて 1. 法住在世当時、2. 法住の死後、明顕の晩年に至るまでの間、3. 明顕の晩年から明宗・明誓の代に至るまでの三時期に分って、その間の本福寺門徒団の経済的側面の推移に付いて調べていきたい。

1. 法住在世当時の経済的側面

法住（1398・1479）の祖父で本福寺初代・善道

は、明宗の「（本福寺）由来記」や明誓の「（本福寺）跡書」によれば、湖東野洲郡の三上山の鴨大明神の神職三上氏の出で、同族の神主を殺害し家臣若干を連れてその地を離れ、堅田湖賊（海賊）⁽⁶⁾の地に住み着いたといふ。同時に、善道は湖賊とはならず比叡山の免許を得て紺屋の元締となり家臣達に志賀郡一帯の紺屋を商いさせ、今なお本福寺に山門の免状数通が伝存すると7代・明順の「教訓并俗姓」⁽⁷⁾は記している。

元来、堅田惣庄の社会構成は、殿原（侍分）衆に次ぐ住民の全人衆、次いで間人（全人と隸属民との中間身分の人）、更に旅人衆・譜代家人衆・下部衆等の階層があった。⁽⁸⁾ 法住は本来は旅人衆であったが、やがて土着化して全人衆の有力者となっていた。

第2表は明宗・明誓の両「（本福寺）跡書」と「本福寺門徒記」に基づいて作成した、法住在世当時と判断される経済的側面の年間収出表である。⁽⁹⁾ この表によれば、本福寺とその門徒衆との関係と、別に、本寺（本願寺）と本福寺の関係という全く異なった二つの機能が同時に働いている

〔第1表・本福寺年表〕

和暦	西暦	事	暦	所役
文明9年	1477	明顕、堅田新在家に出る		
同 11年	1479	12.16. 法住の死（82歳）		所役六分の一
永正元年	1504			所役五分之一
同 6年	1509	10.18. 明顕の死（65歳）		所役五分之一
同 16年	1519	1.1.～翌年 明宗、一家衆・近松坊蓮淳（蓮如の第三子、顯証寺）より勘氣（破門）を蒙る（第一回）		所役五分之一
大永7年	1527	明宗、再度、一家衆・近松坊蓮淳より勘氣（破門）を蒙る（第二回）		所役五分之一
享禄5年	1532	（天文元年）明宗、一家衆・近松坊蓮淳より勘氣（破門）を蒙り追放される（第三回） 底意は寺伝の親鸞影像と伝絵を取り上げようとするもの		所役五分之一
天文7年	1537	2. 明宗、「置文大法」「門徒役六分一之事」「本福寺跡書」を書く		所役五分之一
同 9年	1540	明宗、餓死する（72歳）		所役五分之一
同 16年	1547	4.24. 明誓、死去する（57歳）		所役五分之一

第2表

堅田本福寺年間収支表	
収入	支出
正月元三：堂内参拝者の参銭収入 老衆 50文宛 脇ノ衆 30文～20文宛	正月4日の本寺への出仕 御鏡 4枚 白米 1斗5升 謝鮓 5根 江鮑 5ヶ 餉 5升 串柿 1連 くるみ 1櫛 銭(集計) 約1貫2百文
二季彼岸錢 老衆 50文宛 脇ノ衆 30文～20文宛	
七月宇蘭盆会 老衆 50文と白米1合2升 脇ノ衆 30文～20文宛	
十二ヶ月歳末 老衆より	
仏供米(上白) 10合×2升 余は 1升×3升 さかます 3升 はたご錢 50文 御鏡 2枚	二季彼岸錢の出費 御本寺様 300文 奏者丹後殿 100文 計400文 その他 法住常燈 御下足 御本尊・御開山御前
※銭は「花敷衆」は米の上に30文、20文、10文、5文宛載せて持参する 十二ヶ月二十八日毎に 頭人より 白米 10合×2升 存如上人 每月十八日 頭人より 白米 10合×2升 他に志にまかせて、ふとき物、だんご、もち、熟き粥、味噌汁、強飯の悔やみ	

[明宗跡書・明智跡書・本福寺門徒記より作成]

ことに注意すべきであろう。

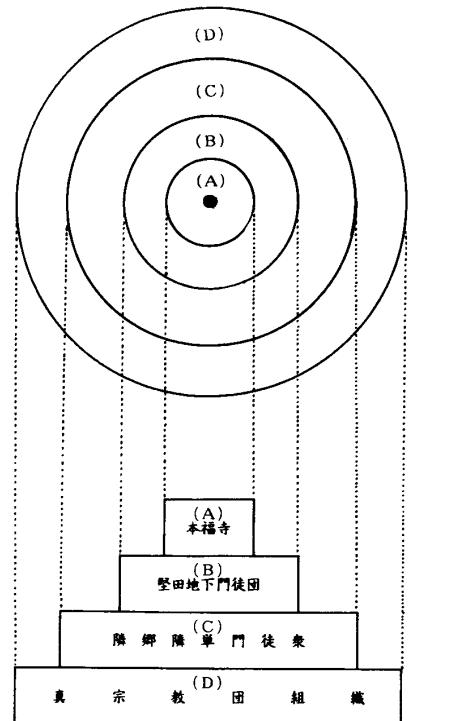
しかも、本寺と本福寺門徒衆との関係が直接に強調されずにあるということは、換言すれば、当時の本福寺門徒団がその全盛期にあったことを示すものであるといえる。法住の在世当時には、本寺より本福寺の門徒衆に対して直接に一粒一銭の「競望」もなかったものが、やがて、次代の明顕の時になると、堅田本福寺門徒惣中にも所役が課せられて、毎年正月4日の本寺への出仕に際し同惣中から3貫文の括り銭が出されている。⁽¹⁰⁾ この事実から判断すれば、後者の明顕の時期には、今迄とは異なった要素が加わってきたことを示すものである。即ち、法住在世当時は、下図の(1)

本寺—(1)—本福寺—(2)—門徒惣中

と(2)との関係が、その重心の上では(2)に焦点が置かれてあったのが、明顕の時期になると(1)と(2)の両者の関係が全くバランスがとられて、並列的なものとなる。しかも、この関係は単に並列的に配列して解釈するのではなく、その階級的な機能構成レベルが明確に区画され、この関係を仮に立体的に図示するならば、本福寺を中心に第1図のような機能構成下にあって経済的側面を検討していかねばならない。

〔第1図〕

本福寺門徒団の機能構成



2. 明顕の代の経済的側面

明顕(1445—1509)の代になって、本福寺の門徒衆に対して本寺から課せられた所役は、それを門徒惣中において6分して負担している。第3表堅田本福寺門徒所役(1)6分の1(1490年代以前)をみれば、堅田地下3分、今堅田1分、海津

[第3表・堅田本福寺門徒所役]

(1) 6分の1(1490年代以前)

堅田地下	3分
今堅田	1分
海津桶屋 和邇	1分
真野・仰木・普門 門田・絹河・雄琴	1分

(明宗「(本福寺)跡書」)

[第3表・堅田本福寺所役]

(2) 5分の1(1504年以後)

堅田地下	3分
普門・雄琴・絹河	1分
今堅田	1分

(明宗「(本福寺)跡書」)

桶屋・和邇1分、真野・仰木・普門・門田・絹河

・雄琴で1分という負担割当てとなっている。このことは、各門徒衆の経済的な負担能力の限界を示すと同時に、本福寺門徒衆の実数的勢力状況を推察するに足りるものである。

更に、第3表(2)によれば、門徒所役の負担数は明顕の代に至って5分の1を余儀なくされている。第3表堅田本福寺門徒所役(2)(1504年以後)と第3表(1)と比較すれば、海津・和邇1分は全く消失し、他の1分は普門・雄琴・絹河で負担して、門田・仰木・真野もまた消滅している。

この事実により、法住以後の約20年間にわたって継続した完全な本福寺門徒団の機能的構造体に、別に新しい要素が加わったことが分るのである。それでは、一体、如何なるものが原因していたのか。それは、蓮如が北陸で守護勢力と門徒・国人との対立、並びにそれに伴った制止命令の不履行に悩んでいたことにある。近江では蓮如の意志で解散させることのできた一向一揆が加賀・越前では効果がなく、遂には蓮如自身が吉崎の坊舎を捨てなければならない結果となった。⁽¹⁸⁾その後、畿内に戻った蓮如は祖像を大津から山科に迎えてこれを本願寺とし、新たにここを本拠として真宗教団の再建に着手した。そして、明応8年(1499)3月蓮如が死没する前後には、その再建はほぼ実現しようとしていた。

蓮如の晩年から実如の時期にかけて本願寺はその門徒衆の支配の手順に「勘氣」=破門という方法をとるようになる。別に、この手段を加速させたものは、蓮如の子(13男あった)即ち一家衆を畿内の門徒衆の密集地帯に配置した所謂「一家寺」で、近江(大津)の近松顕証寺(6男・蓮淳)・堅田の称徳寺(9男・実賢、実誓、後に慈敬寺と改称)・摂津富田の教行寺(8男・蓮芸)・河内古川橋の願得寺(10男・実悟)・久宝寺の顕証寺(蓮淳)・大和吉野飯貝の本善寺(12男・実孝)・堺の信証院(13男・実従、現・真宗寺)等がある。いらい、畿内の末寺所属の門徒衆の多くは本寺(本願寺)の直参門徒を希望するか「一家寺」の直参門徒となろうとし、諸国末寺の門徒を離れようとする者が続出することとなる。⁽¹⁴⁾

しかし、これ以上に明顕在世当時の経済的側面を判断するには、史料的に限界があるために、次代の明宗・明誓の代の経済的側面によらねばなら

ない。

3. 明宗・明誓の代の経済的側面

明顕の代においては、その門徒所役負担が6分の1であった事実は知ることができたが、各門徒衆が具体的にどれ程の額を年間に負担していたかは、それを推定するだけの史料に欠けていた。けれどもこの明宗(1469-1540)・明誓(1491-1547)

[第4表]

(1) 明顕正月4日出仕負担額

(モリヤマ桥) 米	7 斗
錢	500 文
錢(堅田地下)	720 文
錢(今堅田)	240 文
(真野・絹河) 錢 (普門・門田)	240 文

(明誓「本福寺門徒記」)

[第4表]

(2) 真野・絹河・普門・門田負担内訳

真野	160 文
絹河	40 文
普門・門田	40 文

(明誓「本福寺門徒記」)

の代にみられる5分の1所役負担の内容はかなり詳細に知ることができる。⁽¹⁵⁾このことから、前代の経済的側面を多少とも推理することは可能なことと思われる。

第4表(1)の明顕正月4日出仕負担額によると、既に海津・和邇が外されていることから、この記録は明顕の晩年に近い頃のものであることが分る。⁽¹⁶⁾720文の出所については「本福寺門徒記」には記されていないが、第3表(2)の所役分担比率からはっきりと堅田地下3分の負担額と計算可能である。この表から判断されるように、門徒衆の正月出仕1分負担額は、240文であり、堅田地下が3分を負担することから、依然として堅田本福寺の門徒包括能力の大きさを誇示していることが分る。⁽¹⁷⁾普門・門田・絹河・真野の4地域で1分の負担ということは、やがては消滅していく宿命にあったことを示している。他に、米7斗と錢百文は門徒所役5分負担以外の本福寺直接の負担額と察せられる。

次いで、第5表の蓮如上人3月25日仏事役、近

松殿ご門役・近江屋左近番科内訳によれば、第4表(2)の真野・絹河・普門・門田負担内訳を作成するためのヒントを与えてくれる。⁽¹⁸⁾ 即ち、真野80文、絹河20文、普門・門田20文で「4:1:1」の比率となり、このことから、第4表(2)のように、真野160文、絹河40文、普門・門田40文の算出が可能となる。以上のことから、当時の本福寺門徒衆の経済的支出能力の優劣順に配列すれば、「堅田地下3分>今堅田1分>真野2/3

[第5表・蓮如上人3月25日仏事役]

近松殿ご門役・近江屋左近番科内訳

堅田地下	360文
今堅田	120文
真野	80文
絹河	20文
普門・門田	20文
計	600文

(明誓「本福寺門徒記」)

分>絹河>1/6分>普門・門田各1/12分」という所役負担の定式が成立する。また、これは門徒包括数の多寡を示す配列となり、何れにしても、普門・門田は消滅する運命にあった。

さて、以上のように、本福寺門徒団の負担した種々の経済的側面を検討してきたのであるが、更に、明宗自筆「(本福寺)跡書」により、当時の本福寺所役の年中支出金高を表にすれば、第6表のようになる。⁽¹⁹⁾ つまり、総計4貫4百文となるが、11月22日の支出項目で1貫5百文となってい

[第6表・本福寺年中所役支出額表・(単位 文)]

期日\項目	参 錢	上様お礼	お方様お礼	奏者其他	不 明	計
正月4日	100	500	200	300		1100
2月2日	100	500	200			800
5月28日	100	300				400
8月	100	300		100		500
11月22日	100				1500	1600
計	500	1600	400	400	1500	4400

(明宗「(本福寺)跡書」)

るもののが、永正9年(1512)～同11年(1514)の僅か3カ年間に、500文から11貫文に跳ね上がっている。このことから、ここに示された4貫4百文は決して正常なものではないことは明記する必要がある。

ところで、明宗・明誓の代になると、あの結束

の固かった本福寺門徒団の大半が本願寺新勢力のために分散してしまう。その最も大きな衝撃は、明宗が永正16年(1519)・大永7年(1527)・享禄5年(1532)の三度にわたって「勘氣」(破門)⁽²⁰⁾を蒙ったことにある。これは、既に第1表・本福寺年表に記しておいたが、勿論、明宗自身が「(本福寺)跡書」に詳細に記録するところである。⁽²¹⁾ 何れも、一家衆の近松坂蓮淳によるもので、その内容はかなりの無理難題を押付けられたようで、第三回目に至っては、その底意は本福寺伝存の祖師影像と伝絵を取上げようとするものであった。⁽²²⁾

そのような最中に、本福寺門徒の重要メンバーであった海津桶屋・淨賢とその実弟和邇宿の明善の本寺直参のための離脱する事件が起った。このことは相当な衝撃であったようで、本福寺門徒惣中から本寺取次の下間丹後宛の進上書が出されている程である。⁽²³⁾ その内容によれば、去る文明3年(1471)の蓮如上人の北陸吉崎ご坊造営に際して、法住が代物5貫文を出し海津桶屋・淨賢に造らせた事実、並びに海津における淨賢・淨明・淨西一家の宿間の屋敷を買求めるために、堅田河村衆と明顕が示し合わせて代物20貫文宛合力した事実を書き記して所役6分の1復活を願い出ている。⁽²⁴⁾ また、応仁2年(1468)には、山門(比叡山)から堅田居住の認可を得るために大宮の鳥居の前に80貫文を積み、その後、山門から本福寺に末寺役として毎年30貫文の負債を課したという事実等を考慮すれば、本福寺の年間支出額は莫大なものに跳ね上がるるのである。⁽²⁵⁾ しかも、本福寺門徒団が多年これだけの負債に対して耐え続けてきたということは、堅田地下を中心とした門徒惣中のもつ経済的側面が他の諸文化側面に比べてより重要な比重を占めていたことが分るであろう。

III

本福寺門徒団の経済的側面を三時期に分けて検討してきたのであるが、特に、明宗・明誓の代になると、本福寺門徒衆が本寺と一家衆のご坊へ直参として引き付けられ、両勢力の狭間におかれれた本福寺門徒団は、ようやくその機能的構成を崩しはじめる。更に、既に記したように三度にわたって明宗一族が蒙った勘氣(破門)に、本福寺門徒団は一大破局を迎える。「…御坊々々ヨリ御訴訟ト御勘氣ノ時ハ、一所ニアレバ、蛇子ノ干詰リノ

ゴトク、餓死、乞食死、此処ヤ彼処ニ倒死、凍死、冷ヨリノ病ヲウケ病死、カカル死ニ様ヲスルゾ。マコトニ食ワヌガ悲シケレバ、…万ノ道具ヲ売リ食イナンドシテ、悉ク払果テ、当寺ヲ絶ヤスハ、御勘氣ノ故ゾ。返タ一人ハ坊主ニ定メ、ソノ外ノ子供ヲ差急ソレゾレニ片付ケベシ。明宗ノ代ニ御勘氣三度ナリ。三度目ニツイニ餓エ死ニ給ヒケリ。コレゾ末代ノ前車ニテ候ヘ。餓死八十人、生別・死ニ別十余人ニ離ケル。御本寺様・御一門・一家ノ御意ニ違フ身ハ、カカル憂目ニアイ申スゾ。…」と明誓は「(本福寺) 跡書」に記したように、明宗は天文9年(1540)に72歳で餓死したという。⁽²⁶⁾ このように、明宗の代には東国・北国の上下の送り迎えに長浜の下坂浜までの船一艘五百文、大船一艘一貫文、警護衆5~10人の雜用・出立・破子の費用、それに天候が悪ければ10日もの日延べ日数の雜費用など、この間の入費を補うための門徒衆からの志が全くなかったのである。⁽²⁷⁾ まさに、本福寺は前代未聞の破局を迎えたのであった。このことは、末寺としての本福寺の存続を左右することにもなって、此処にこのことを教訓として、今迄の一族門徒団のための破局切り抜け対策をたてるべく、自らの農村における経済的側面に見直しをかけるべき時期が到来する。

「…昔、堅田ニ有得ノ人ハ、能登・越中・越後・信濃・出羽・奥州・西ハ因幡・伯耆・出雲・岩見・丹後・但馬・若狭へ越テ商ヲセシホドニ、人ニモナリ經廻モセリ。今ハ湖ノ端バカリ廻テハ、ナニノ儲ケノアルベキゾ。ソノ端張隱シテ心根恐ロシク候ゾ。分限ナレバ心豊カニ仏法ニ物ヲ投グルモノナリ…」と。⁽²⁸⁾ 詧て、堅田本福寺門徒団の一族が全国各地に行商して歩き、それなりに富みを築き住み着いていたものが、今は湖辺を行商するだけで何の儲けもなく権勢をなくする有様に、再度、発奮して富みを築いてこそ心豊に仏法に帰依することができるものであると、明誓は一族に猛反省を促している。そして、今後、本福寺で田畠を買付ける場合は、折角、買付けた田畠を「…他村ノ他宗ニ預ケラルベシ。ソノユヘハ地下ニ一ヶ所モアラバ、御勘氣カ、御本寺様御違イニ折ヲエテ、調法シテ、押ッ取ルナリ。…」とする。⁽²⁹⁾ 勘氣を蒙った時に対する方策としては、一族の財産を他の宗門に預けておけば、財産の維持確保ができるというものである。それに、「…家毎ニ沢山

ナル家財ナリトモ、錢ヲ儲クル能ヲモタズバ、世ヲ過グル併ナルマジキナリ。…」と、「錢儲け」の能力の必要を強調する。そして、「錢儲け」のための農村における職業の分析を開始するのである。⁽³⁰⁾

① 「田造ニマサル重イ手ハナシ…」：田造り農民程に苦しくて過重な職業はないとする。

② 「鍛冶屋ハ飢年ニ釜・鉈・古金ヲ安々ト売ルヲ買留メ、鋤・鍬・鎌・鉈ニシテ、有得ナル人ニ売ルゾ。鎌ハ月々ニ使ヒ失ウテ流行ルゾ。…」：

鍛冶屋は飢饉の年に、壊れた釜・鉈や他の古金を安く買い求めておき、新しい鋤・鍬・鎌・鉈に再生産して富裕な人々に売り付けることができる。特に、鎌は農家では毎月のように使用する必需品であるから需要が高く儲けが多いという。

③ 「…桶師ハ年々ニ桶ノ側腐リテ、年辛ケレドモ、流行ライデハ叶ハヌモノゾ。…」：農村の生活では、各種の桶が必需品として日常使用されているので、桶の側に使用されている籠や側板が腐り、何のような凶作の年でも常に繁盛する職業である。恐らく、明誓の念頭には嘗て有力な本福寺門徒であって、後に直参門徒として離れていった海津桶屋淨賢が浮かんでいたに違いない。

④ 「研屋モ、年辛ケレバ、ヨキ刀ヲ安々ト売ルヲ仕直シ、有得ナル人ニ売ルゾ。…」：農村では研ぎ屋も繁盛する職業である。鎌・鋤・包丁の類は勿論、研磨することで必需品の再生を業とする。また、飢饉の年には良い刀を格安で入手し研ぎ直して新しく仕立て直し富裕な人に売り付けることができる。世はまさに下剋上の時代であり、特に、刀は必需品でもあり、儲けの多い職業であった。

⑤ 「番匠モ年ノ辛イ時、有得ノ人造作ヲ流行ラスル。万ノモノヲ誂ユルハ、分限者ナリ。…」：

「番匠」(交替で都に上り、木工寮で労務に服した木工人・大工のこと)は、何のような飢饉の年でも、富裕な人・分限者が各種の建築・普請を企てることから、儲けの多い職業であるといえる。

⑥ 「塩・瓜・米・豆・麦ナドヲ売ル人、万ノ果物、餅・粽・団子・焼餅、万食物ヲシテ売ルモノハ、悲シキ年、餓エ死ナヌモノゾヤ。…」：主食糧品や食べ物を商いする者は、何のような不作の年でも飢え死ぬことはない。これは、三度目の勘氣・追放の末に餓死した明宗の死に様は、一族にとって衝撃であったことから、この場合は「儲け」

よりも「飢え」を凌ぐことを前提にしている。その上で、「万商物モ、檀那ニ、徳人ヲ持ツハヨキ便ナリ」であった。得意先に懇意の金持ちがいることは、商人の世渡り手段であったに違いない。
 ⑦ 「紺屋・具足屋・糸屋・白銀師、十人連ノ仕手ナラバ、コレラハ、飢年ニ大事ノ職ゾヤ。餓エ死ヌベシ。…」：何人かの職人を抱えた紺屋・具足屋・糸屋・白銀師といった技術職人は飢饉の年には維持困難な職であり、必ずといってよい程に餓死することになるという。確かに、法住・明顕・明宗等一族は紺屋を商いしていたことからの実際経験による判断なのである。

明宗の「(本福寺)跡書」には、三度の勘気に對する本寺への弁明じみたものがあり、⁽³¹⁾専ら、本福寺門徒団が過去において宗門繁栄のために貢献してきた由緒書きの傾向が強く窺われる。それに対して、明誓の「(本福寺)跡書」には過去の体験にもとづいた生活意欲が認められ、前向きな

注

- (1) 『続々羣書類從』三、史伝部（明治40年9月25日、国書刊行会発行）所収、「大乘院寺社雜事記」12、「正長元年9月□日、…天下土民蜂起、號徳政合、破却酒屋・土倉・寺院等、雜物等恣取之、借錢等悉破之、官領成敗之、凡亡國之基不可過之、日本開白以来土民蜂起是初也…」（644頁参照、傍線上田注）
- (2) 遠善之助編『大乘院寺社雜事記』八、（昭和9年6月1日、三教書院発行）所収「尋尊大僧正記」百二十一、「文明17年12月11日、（前略）一、今日、山城国人集会、上ハ六十歳、下ハ十五六歳云々 同一國中土民等群集、今度両陣時宜為申定之故云々可然歟、但又下極上之至也、両陣之返事問答様如何未聞、…」（394頁参照、傍線上田注）
 「文明17年12月13日、（前略）一、三乃公自山城帰参国人群集、色々北方ニ問答取中也、如今者可難義出来歟云々…」（395頁参照、傍線上田注）
- (3) 前掲「尋尊大僧正記」百二十一、「文明17年12月13日、（前略）一、古市自山城帰陣、六十三日之在陣也箇井同退散、十市同前、越智同、両陣之武家衆各引退了、山城一國中之国人等申合故也、於自今以後者両畠山方者不可入國中、本所領共各可為如本、新闕等一切立之云々、珍重也、…」（396頁参照、傍線上田注）

ここで言う「両畠山」とは、守護両畠山の畠山政

⁽³²⁾ 生への逞しい模索意図がみられる。

要するに、嘗ての堅田の「有得人」が湖辺だけではなく、全国的に行商して歩くことによって堅田本福寺門徒団を組織していたことを指摘して、昔の商魂に帰って、意欲的に力強い分限者を本福寺の門徒衆の中に育てていこうとする心意的傾向である。

換言すれば、このような傾向は、室町時代の動乱の畿内農村において新しく自覚されてきたエネルギーッシュな経済的因素を後天的に育てていこうとする心意的傾向であったのであり、その傾向は全ての本福寺文書の中に底流するところのものでもあった。

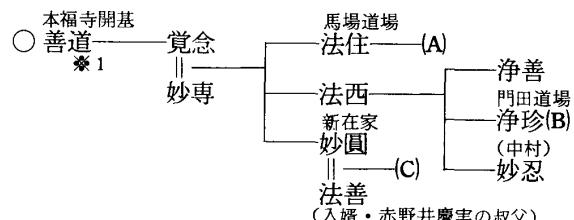
後記：本論は、恩師・故三品彰英博士のご遺志でもあった本福寺文書の活字化が実現しない儘に終っていたことから、当時の研究会以来、ひそかに手元に置いて暖めていた拙論を改作したものである。三品博士の靈前に捧げる。

長と畠山義就のことである。

この後、文亀2年（1502）には、若狭の国人衆が百姓と共に守護の武田氏を小浜に攻め滅ぼした事件が起っている。「文亀2年6月20日辛酉、…後聞、今日於若州小浜武田中務大輔、同子彌五郎等討死云々、國衆并百姓等責來如云々、不便々々、段錢以下苛政之所以致云々、後人可慎者乎…」（高橋隆三編『実隆公記』卷四ノ上、昭和55年3月20日第3刷、続羣書類從完成会発行、28頁参照）

(4) 堅田本福寺門徒の系譜

浄土真宗における「門徒」は、所謂「同朋同行」（皆が弥陀の召使として、全て平等であると言う）の集団意識によった或る種の親族組織である。ここでは、本福寺門徒記等の諸史料によってこの系譜を作成した。

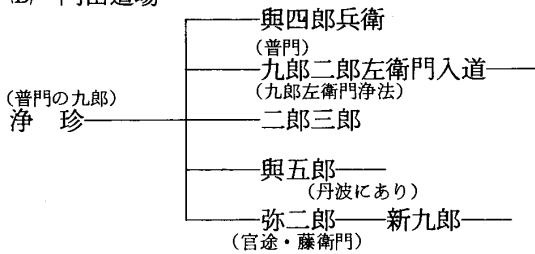


*: 善道は野州郡三上明神の神官であったが舍弟殺害の罪科により逐電、堅田に移住して土着化して紺屋

を営む。

(A) 法善—覚念—法住 (1398—1479) —明顯 (1445—1509) —明宗 (1469—1540)
—明暉 (1491—1547) —

(B) 門田道場



九郎五郎

二郎四郎

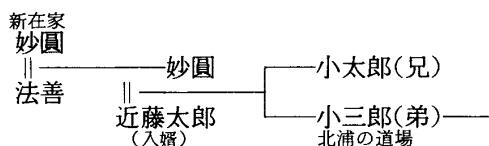
九郎二郎
(普門)

〔普門道場の中心人物〕

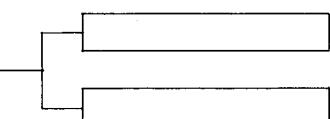
西浦
空了 (兄)

五郎衛門 (弟) —— 五郎二郎

(C)



小太郎
(官途・治部助)



(養子) —— 辻三郎兵衛

(養子) —— 畠中又太郎

(エボシ子) —— 南道専

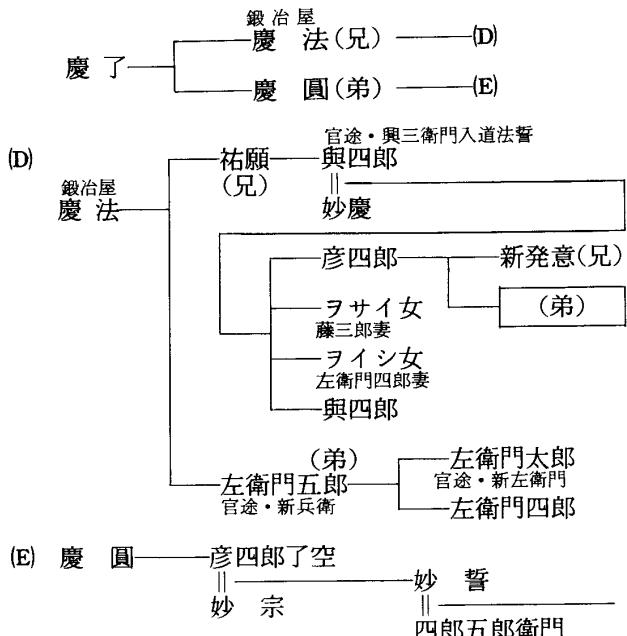
覺念
妙専

養子
與五郎左衛門
坂本のカウシン藤原の子

[1] 真野今宿南の道場 [堅田研屋道圓の相承]
慶圓 —— 道圓の弟 —— 唐人屋彦太郎
助左衛門慶誓 —— 道圓の子 —— 亀 (彦四郎)
北出慶圓の子 —— 唐人屋慶法の養子 —— 乙若 (源次郎)
彦四郎衛門了空 —— 唐人屋慶法の弟 —— 亀 (彦四郎)
小五郎の親 —— 桶屋又四郎衛門の養子 —— 乙若 (源次郎)
兵衛太郎覚善 —— 桶屋又四郎衛門の親 —— 亀 (彦四郎)
次郎五郎衛門 —— 桶屋又四郎衛門の養子 —— 亀 (彦四郎)

※「又四郎衛門馳走ノコトナレ共、衛門五郎衛門ハ馬場へ志ッヨイ人也…」(「門徒記」)

[2] 真野北出道場 (永正11年3月7日、明宗・慶了・彦四郎衛門、談合の上で建立する)



※大永4年 (1524) 8月14日、北出道場炎上スル

大永8年 (1528) 9月18日、了空、道場ヲ再建スル
(「門徒記」)

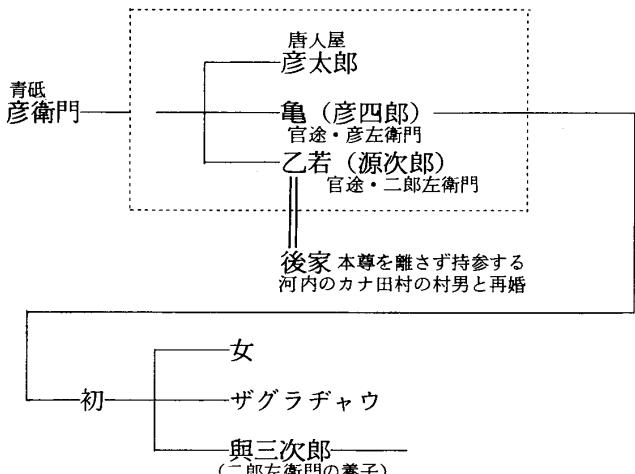
[3] 外戸の道場

法覚—次郎四郎衛門—太郎九郎

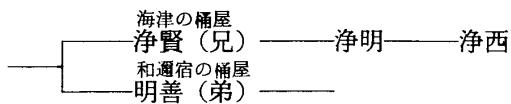
※高嶋南市西の道場 妙憐相承

弥七 (法善) —— 弥五郎 —— 弥五郎
(官途・跡介)

[4] 堅田中村 [和泉の堺ノグチ住、紺屋を営む]



[5] 海津・和邇

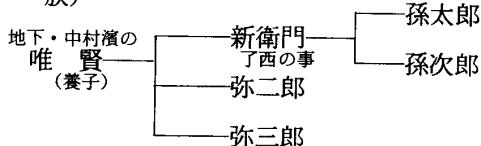


※「…彼淨賢ハ、根本ハ和邇が崎の住人にて候へ共、子細ありて海津へ牢人いたし候間、何ともして旅人の宿問をもいたさせ、渡世をも心安送り候様にと、海津の堪忍をさせ候ハんために、堅田の河村衆上乗、明顯示合代物式十貫文宛合力をもって淨賢の屋敷を買とめ、淨賢・淨明・淨西になして候を、親・祖父よりの本福寺門徒役をはづし、剩、直參と望む事ただ世のつねの御門徒を望むごとくにハあるまじきかと存候…」（「門徒記」所収、下間丹後宛本福寺門徒惣中進上書）

[6] 南雄琴

左衛門五郎（道慶入道）
官途・左衛門五郎左近

[7] 東近江の薩摩・堅田宿新衛門（新在家豆腐屋一族）



[8] 大津濱

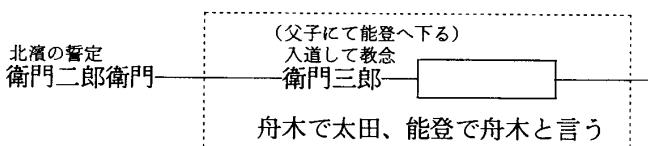
道 覚——太郎衛門

堅田門徒の支流

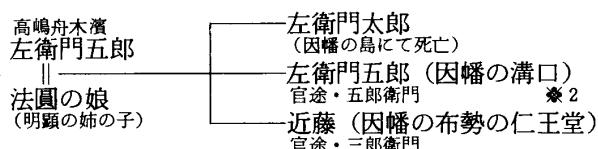
[1] 若狭小濱のセギ道場

太郎と言う人数30人斗あり

[2] 能登国府中舟木教念（北濱道場の門徒の老）



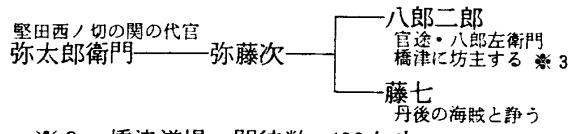
[3] 因幡国の溝口の五郎左衛門の事



*2 1) 宇野道場を建立 人数60~70人
2) 橋本道場を建立 人数 400人斗

[伯耆の渡那部八郎左衛門により横領される]

[4] 伯耆国橋津の里の渡那部八郎左衛門の事



*3 橋津道場 門徒数 400人斗

(5)本福寺文書について：近江堅田の本福寺（現・滋賀県大津市堅田）には、浄土真宗史に関する一向一揆や本願寺中興の英主とされた第8代蓮如（1415-1499）に関する貴重な史料的価値をもつ諸記録類が伝存し、既に、妻木直良編『真宗全書』統九「蓮如上人御伝集」（大正2年）に紹介されたものがある。ここでは、(1)本福寺記録之一、「(本福寺)由来記」（5代・明宗筆）、(2)本福寺記録之二、「教訓并俗姓」〔永禄7年（1564）7代・明順筆〕、(3)本福寺記録之三、「(本福寺)跡書」（6代・明誓筆のもの）(4)本福寺記録之四、「本福寺門徒記」（明誓筆）、(5)本福寺記録之五、「(本福寺)跡書」〔天文7年（1538）正月18日、5代・明宗筆のもの、今後は「明誓跡書」と「明宗跡書」と区別して使用する〕。別に、本福寺地券・売券文書断簡史料等（本福寺では、これらの史料を巻子本として伝存している）がある。本論では、全て故三品彰英博士所蔵の原本撮影の写真フィルムによった。一部、「本福寺門徒記」と「明誓跡書」は、日本思想大系17『蓮如一向一揆』（1972年9月25日、岩波書店発行）も使用した。なお、「明宗跡書」の内訳は、「門徒役六分一之事」「置文大法」「於本福寺跡書之事」となっている。

(6)本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「本福寺善道俗姓之事」として「…人王五十六代ノ尊、夫清和天皇御胤、鴨大明神ノ社殿御息小兒ヲ野州郡三上社ノ家督ニ備イヘドモ、不慮ノ題目出来在之（舍弟依殺害之罪科）小篠原ヘ退、ホドナク鳥羽ヘトリノキ、已後堅田移住、年々歳霜ヲ送訖…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、188頁参照）とある。

(7)本福寺記録之二、教訓并俗姓に「…供奉ノ家来ハ、渡世ノタメ収山ニ訟ヘ、免許ヲ蒙テ、紺屋ノ職ヲナサシム、志賀郡紺屋ヲ停止シテ、当寺家来ノミコレヲナス、故ニ彼等カ子孫、今ニヨヒテ、疎略ヲナスコトアタハズ、当寺ニ仕フ、則山門ニコレアリ…」〔前掲『真宗全書』統九（大正2年、蔵経書院発行）25頁参照〕とある。この山門紺屋免許状は年々書替えられたよう

で、正長元年（1428）12月□日付の山門から法住に宛た書状が本福寺に伝存していた。それによれば、

山門執行代別當代書状

右、志賀郡紺屋方横河

中堂御供用於在運上

者、萬一自余望申族

有之者、為其方堅可有

成敗者也、仍狀如件

正長元年十二月□日

執行代
別當代
學 賢（花押）
惠 運（花押）

堅田法住御房

進之候

(8)本福寺記録之二、本福寺由来記では、応仁2年（1468）3月山門の堅田大責めの結果、文明元年（1469）堅田惣庄は山門に降伏して、翌年11月9日避難先の沖島から還住する時、「殿原、全人ニヨラズ、其時料足過分ニ出ス人還住ス、サナキ人ハ、フタ、ビ地下ヘナヲラザルナリ、又、間人・旅人・譜代家人・下部ナンドハ、一錢モ三門ヘノ礼錢イダサセズ…」としている。

本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…文明二年、堅田逃（脱）ノ衆、拳テ還住ノ談合ト云々、地下ハ砂三合ノ所ヲ過分ノ礼錢・礼物ヲモテ山門ヲ調ヘ、惣次ニ増シテ、ナヲ法住ハ三百八十貫文、弟法西ハ八十貫文、大北兵衛ハ百二十貫文、塙津兵衛入道法円ハ百貫文、堅田庄内へ引違如此歴然也、地下住人ノ杵（者）トハイヘドモ、配当ノ礼錢ナキ人ハ、ソノ砌、地下ノ別ヲナス、又、人ノ下人・下部・譜代ノモノニハ出錢ヲ致サセズ…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、205頁参照）

(9)本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…一、本福寺法住ノ代ニ、十二月下旬比ヨリ、同晦日ニ至テ、ソノ時ノ老、白米十合二升、余ハ一升、三升升、サカマス、三升升、四升升、ハタゴ錢五十文宛、御鏡二枚斗桶ニテ法覚・大北兵衛ハ出シヌキヤウテ献セ、崇敬ノ事也、錢ハ佗敷衆ハ、米ノ上ニ三十文・廿文・十文・五文宛運寄ラレタリ、是ハ法住上下ノ賄トナル也、翌日初春元三ノ寅刻ノ朝ニハ、堂内へ朝拝トテ、夫婦・孫子共、ツケ仕フル衆、各々參詣セラル、老ノ母尼ハナノボシ・直綴、女房ハ絹小袖ヲ被キ、或ハ帷子被キ、男衆ハ烏帽子・上下ヲ着連レテ参リ、ヲノヲノ參錢ヲ囊ル…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、214頁参照）「…一、本福寺ヘ二季彼岸錢ハ、老衆ハ五十文宛、三十文ノ衆、

廿文宛ノ衆、十文ノ人、ソノ仁ニヨリテ捧ラル、処也、御本寺様へ参百文上ラル、御奏者丹後殿へ百文、以上四百文、其外ハ法住常燈・御華足、御本尊・御開山御前ヘマイルベシ、上下ノ賄ナル…」（前掲『蓮如・一向一揆』215頁参照）

本福寺記録之五、明宗跡書によれば、「…法住代に本福寺へ門徒衆所役之事、先、春の彼岸錢頭五十文・三十文・廿文、秋の彼岸錢同前、宇蘭盆にハ五十文、白米十合二升、その下ハ志にまかせ十二ヶ月廿八日頭人より白米十合二升、存如上人様の毎月十八日正日を當十二ヶ月御念仏有、其頭人より白米十合二升志にまかせ、ふとき物・だんご・もち・あづき・味噌汁・強飯・餅・酒・ミそしつ・ごはい・い・さけなどのくやミアリ、十二月歳末ニハ御本尊聖人様へ御鏡御仏供米白十合二升宛、その下ハ志ニまかす、以上是ハ馬場への運を記申候、京都東山大谷殿御役者、法住代に彼岸錢毎年五月廿八日御頭勤申斗也…」（写真史料による）

(10)本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…一、本福寺へ参錢・寄米・御鏡・二季彼岸錢、万參物ニヨヒテ、御門徒ノカタヘ一粒一錢モ更ニ競望ナシ、法住上下ノ路錢ヲ惣中へ御懸ケナシ、然ニ明顯ノ代ヨリ、ナヲ毎年正月四日ノ出仕ニ、參貫文惣中ヨリ括り錢ヲシテ、明顯ヘ渡サル、…」（前掲日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、215頁参照）

(11)本福寺記録之五、「明宗跡書」のうち「一、堅田本福寺門徒役六分一之事」によれば、「…地下三分、今堅田一分、海津桶屋・和邇一分、真野・仰木・普門・門田・絹河・雄琴一分」とある。

(12)前掲「明宗跡書」のうち「一、堅田本福寺門徒役六分一之事」の巻末の記事によれば、「…本福寺諸役ハ海津桶屋打下、治部不參之間、近代五分一にわるなり、今堅田一分、隣江真野・普門・雄琴・絹河一分、堅田地下三分以上五分…」としている。

(13)「…將軍家義尚ヨリノ義ニテ、加州一国ノ一揆、御門徒ヲ放サレルベキトノ義ニテ、加州居住候御兄弟衆ヲモメシノボセラレ候、其時、前々住上人仰ラレ候「加州ノ衆ヲ門徒放ベキ」ト仰出サレ候コト、御身ヲキラル、ヨリモ悲シク思召候、何事ヲモ知ラザル尼入道ノ類ノコトマデ思召バ、何トモ御迷惑、此事ニ極由仰ラレ候、御門徒ヲヤブラル、ト申コトハ、一段善知識ノ御ウエニテモ悲シク思召サフラフ事ニ候…」（日本思想大系17『蓮如上人御一代聞書末』159頁参照）

(14)本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…一、本福寺ウツボ字無礙光如來御本尊・御影様・御伝絵・御懸

字・御筆ノ万御聖教等ノ御事ヲ、御一家又当御門徒ノ中ニソノ心得ヲナシテ、御同心ヲ致テ、アラヌ謀ゴトヲモテ、当住持ノ坊主ヲ条々ノ惡名ヲイヒタテ、上様へ訴、是ヲ非ニナシ、非ヲ是ニナシ、怒ナル謀略、或ハ御折檻、御門徒ヲ放サセラレ、及ビナキ公事ヲ巧イダシ、種々ノ御龜ヲメサル、ニハ、アメガシタニ身ヲ隠スベキヤウハアルマジキナリ、…」「…一、当門徒ヲイカナル人ニテモアレ、御一家ノ御身トシテ、ソノ住持ヲ御敵ニ被仰ナシ、或ハ有遺ウ衆、上様ノ御前へ色々惡シザマニ召サレナシテ、直參トナズケラレテ、ワガ御身ノ御一家ノ御門徒ニ召サル、ヲバ、ナニトモ忍ビガタキモノナリ、…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店、216-217頁参照）

(15)注(12)参照。

(16)本福寺記録之四、本福寺門徒記によれば、「…本福寺御役之事、明応年中已前者、六分一之処ニ、永正元已來五分ニ所役ヲナス、

御本寺様へ正月四日明顯出仕

御門御番役・五郎左衛門、ひこ太郎

一貫二百文、ゼニ五百文・米七斗之内

七百廿十 地下 モリヤマ枡ニテ

二百四十文 今堅田

二百四十文 マノ・キヌ川・フモン・カトタ」

(日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、552頁参照。但し、一部分を写真史料によって誤読を修正した)

(17)注(11) (12)参照。

(18)本福寺記録之四、本福寺門徒記によれば

「蓮如上人様、三月廿五日御仏事役

近松殿様御門役近江屋左近番料

六百文之内、三百六十文 堅田地下

百廿文今堅田、八十文 まの

廿文絹河、廿文フモン・カトタ

誓願寺・福田寺・福勝寺・称名寺・

ユスキ淨願寺・石畠法藏寺・西蓮寺・真宗寺

以上、十二月請取」

(日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、552頁参照)

(19)本福寺記録之三、明誓跡書のうち「一、堅田本福寺門徒役六分一之事」による。

一、堅田本福寺門徒役六分一之事

地下三分、今堅田一分、海津桶屋・和邇一分

真野・仰木・普門・門田・絹河・雄琴一分

御三錢百文

ミカヽミ二マイ・白米十合五升・御樽一丁・フナノス
(附)シ五ツ・クシカキーレン・イサヽカレーツ

正月四日、御本寺様へ坊主出仕、御礼五百文・御方様二百文・其外百文ツヽ、三貫文請取候てアナタコナタヘ

二月二日、百文御参錢、

御志五百文・御方様御礼二百文

二月、百文御参錢、御礼錢ハ御礼参百文、百文御奏者御樽一荷、コノ御タルハ大津ハマノ太郎二郎ヨリイダスヲ

八月、百文御参錢、彼岸錢参百文、百文奏者

十一月廿二日、百文御参錢、御非時ノ御頭、東近江ハ野州・栗本三頭、慶乗ヒラ・アラカワ大物一頭、明顯一頭、一貫五百文・ワラビー勺、手次淨珍、コレハ永正九 五百文、十年ハ一貫、十一年ヨリ十一貫トワラビヲ出

御堂御番、御参錢百文、御本寺様ノ事也、

永正九年よりはじめらるゝ、坊主衆隣番廿二日ツヽスルヲ馬場ヲソムキタルトキ三日リンバンヲサセタリ、了西三日ヲ加、廿五日ヲカサミスルナリ、御本寺様御申仕共、自然御下向ノ時も悉く一味同心ニ可仕候者也本福寺諸役ハ海津桶屋打下、治郎不参之間、近代五分一ニワルナリ、今堅田一分、隣江マノ・フモン・オウクツ・キヌカワ一分、堅田地下三分、以上五分

明宗（花押）

(20)本福寺記録之三、明誓跡書によれば、①第一回目の勘気は「…永正十四年□月□日、「美濃樽三千四挺ノ榎ヲ相坂ヲ通サセラレン」ト、…御下知ニマカセ、小山ヨリ粟津ヘ、二時ガ間ニ、新路ヲ開キ給フ、榎上ル船ハ六十艘、兵船ノ底ニ積ミ…粟津木下ガ浜ヘ着タリ顯証寺様ハ悉ク赤野井ノ御坊ヘ取退カセラレ、イカニモ御狭イホドニ、「広カラフズル御坊ヲ仰セツケラレヨ」ト御申シニヨテ、「堅田ノ坊ヲ」ト実如上人様仰セケル、次ノ年、永正十五年十一月五日ニ悉クウケトラセラル、月迫ニ同十七日ニ御移住アリテ、「明宗・明誓曲事ゾ」ト仰セ出サルハ、「馬場ヘ道ヲツケヌハ、近松殿様へ当リテ粟津ヘツケタルコト近松殿様五月廿八日御頭ニ片足ランニ、御坊警護モナクテ、大事ト思フタラ、明宗参ラヌ、明誓ヲ参ラセテ勤メマジキタクミ、盆・正月・彼岸錢・条々誤リタト書イテ上ヨ、サナクバ御門徒ヲ、ミナ地獄ニ墮サン」ト被仰レバ、中村ノ願了・絹川ノ淨念、「人ヲ地獄ニ墮サシム、情ナイ」ト涙ヲ流サルレドモ、サラニ書キ申サズ、…六

十ヶ条ヲ案文ヲ下サレ、書セラレシ中ニ「七十貫銭、七十石ノ米ヲ盜ミタ」ト書セラレタリケル書物ヲモテ、上様へ御申シリテ、御勘氣ニナサセラレタリ…」とある。②二度目の勘氣は、「…大永七年、堅田称徳寺殿ヲ主ニナシマウサレテ、「新右衛門直参セヨ」ト、…「堅田殿へ本福寺ノ門徒参ラヌガ曲事、コレハ明宗が誤リナル間、御勘氣ゾ」ト、コノ両度ノ御勘氣ニ、田地下地スキト壳放シタリ…」③三度目の勘氣は、「…享禄五年八月廿四日、野村殿様御破ニ、「後巻ヲ明宗セヌ」ト御一家被仰、明宗ハ小者ヲ一人挾マズ、掘串ガ一腰ナシ、米ガ五升ウチニナシ、具足ハ端物モ一領ナシ、石仏ノゴトク働ヌホドニ、重々ノ御勘氣ニ命延ビタルハ奇特ナルヲ、「曲事ゾ」ト、トリドリノ沙汰也、…十一月廿八日未ノ刻、カノ兵部御使ニテ御門徒ヲ放シト云々」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、225-227頁参照）

㉑本福寺記録之五、明宗跡書による。別に、同跡書の本福寺三度の勘氣の箇所については、日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、本福寺跡書補注548-551頁参照のこと。

㉒本福寺記録之三、明誓跡書によれば、元来、本福寺には、御開山親鸞聖人御影と蓮如上人寿像とを並び描いた画幅一幅があり、裏面には「大谷本願寺親鸞聖人之御影江州堅田法住道場什物也、寛正二歳辛巳十二月廿三日大谷本願寺釈蓮如（在判）」とあった。「…蓮如上人様御寿像イヅクヘモ御斟酌オハシケレドモ、ハジメテ法住ニ御免ナリトカヤ…」としている。

また、親鸞聖人絵伝4巻も蔵されていた。裏書には「寛正五年甲申四月廿三日 大谷本願寺釈蓮如（在判）」の自筆署名があった。更に、「無礙光ノ御本尊ウツボ字バカリ、本福寺門徒ニ、明応五年ノ日記ニ、十九幅オハシマス也、墨字ノ御真筆、二百幅モコソハオハスラン、アマタノ日記ヲ失申シタリ…」とある。（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日岩波書店発行、193-195頁参照）

㉓㉔本寺記録之四、本福寺門徒記所収の本福寺門徒惣中より下間丹後に宛た進上書によれば、「…堅田本福寺の寺役六分一を海津桶屋淨賢、毎年無懈怠勤來候処に、去文明三年の比、北国吉崎へ御下向の砌、蓮如上人様御下向の御座を造栄仕れと法住代物五貫文くだし、淨賢につくらせ御宿をさせ候、殊ニ法住吉崎殿へ御跡をしたい申罷下候路次の上下に、淨賢を召具して參詣仕りて候、彼淨賢ハ、根本ハ和邇がさきの住人にて候へとも、子細ありて海津へ牢人いたし候間、何ともし

て旅人の宿間をもさせ候ハんために、堅田の河村衆上乗、明顯示合代物式十貫文宛合力をもって淨賢の屋敷をかいとめ、淨賢・淨明・淨西になして候を、剩直參とのぞむ事ただよのつねの御門徒の直參をのぞむごとくにはあるまじきかと存候、今生のすぎわいをしつけ候其恩をむなしくなし候事、ぞん外の所行とぞんじ候、…一とせ御開山御影様并蓮如上人様各々御下向なされ、本福寺において、霜月の御仏事御勤仕の御事に候、門徒なく候へ哈たいてんに候、なげかわしく候、此等之趣御慈悲をたれられ、もとのごとく当寺の六分一を被仰付候ハヽ、畏悉可奉存候…」（日本思想大系『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、553-554頁参照、一部分修正）

㉕本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…本福寺ヨリ山ノ義ヲモテ、堅田侍、大宮ノ鳥居ノ前エ八十貫文積マセタリ、…」「…去モ十六ノ谷ヘ料足三千貫入トカヤ、其後三十ヶ年経テ、西覚房イハク、「本願寺ヨリ錢ヲ取タルモノ、ミナ悉ク惡果タリ」ト語レタル、カヽル成敗ヨリ末寺ト申シカケ、末寺役三十貫文三塔院へ登、西覚房裁判アリ、使ハ堅田唯賢也（唯賢、その子五郎三郎トイフ、ソノ子三郎衛門仕ルヲ、斟酌サセラレタリ、明宗ノ心得也）三塔ノ外、飯室ヘハ不動堂ヘ一貫五百文…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、202-203頁参照）によっている。

㉖本福寺記録之三、明誓跡書（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、220頁参照）

㉗前掲、明誓跡書によれば、「…一、法住ノ代ニハ、御本寺様バカリヲ専ト物ヲ捧ゲラレシニ、明宗ノ代ニハ、人ノ志ハナクシテ、客人・客来ノ當、東国・北国ノ上下ノ送迎ニ、マヅ下坂マデハ、舟一艘ニ仕立ニハ五百文入目ゾ、大船ハ一貫入ゾ、ソレニ警固衆五人モ十人モ、雜用・出立・破子、ソレニ庭波惡ケレバ十日モ日ヲツヒヤス、ソノ間ノ物入ヲ御門徒カラ更ニナシ、…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、221頁参照）

㉘本福寺記録之三、明誓跡書（日本思想大系『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、223頁参照）

㉙本福寺記録之三、明誓跡書（日本思想大系『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、221-222頁参照）

㉚本福寺記録之三、明誓跡書（日本思想大系『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、231-232頁参照）

(3) 本福寺記録之五、明宗跡書によれば、「…返々本福寺において御一家の御坊堅田地下ニ御座候、御坊ハ二季の彼岸錢、盆にも御志を申間敷也、同何事も退転なき御役仕間敷者也、一大事に守申、御本寺様へ退転なく御役を申候、自然本福寺坊主色々誤多て、さ様の御役を請取、住持においてハ、それをハしやうへう候て斟酌可有也、我身におうじたる志をもって御一家の御坊、地下の御坊へハ細々のはこびをいたすべし、蓮如上人御代までハ御一家の御坊こゝもとにハまれに御ざ候に、あまた御座候て、ためひつめ御本寺様ほどにあつかはぬと思召て御意以外悪者也、…天文七年正月十八日本福寺明宗（花押）」（写真史料参照）

(3) 本福寺記録之三、明誓跡書によれば、「…ソノ国ソノ郡ニ、御本寺様ノ御意ノ好キ御坊・御一家様御座アラバ、ソノ御憎ミアラン坊主、行方モナク、チリヂリニ別レタタニ行方知ラズ、乞食死・凍死・餓死・路次・海道・堀・セセナゲニ倒レ死ヌルゾ、御勘氣ニ御ナシアリ門徒衆ヘハ、「火ノ取通ハカシ、目ヲ見合セタモノモ無間地獄へ墮スベシ」ト、他宗・世間マデモ御手ガ届ケバ、払ワセラルハ、詮方モナシ、今生・後生トリハズスゾ、…御坊々々御座ナキ国々ハ、御勘氣トナル坊主ハ更ニ聞カズ、御手ガ届カヌゾ、…御一家ノ御広マラセ給フニ、国々ノ坊主衆ノ科ノミ出来テ、…

科ヲ縦横無尽ニ召サレナシ、…シカレバ祖父モ子モ孫・従類・眷族、餓鬼道へ生キナガラサゾ落チツラン、餓エ死ヌル物憂サハ、「タゞ何トモシテ御勘氣ニナセバ、ハヤ天下ハカウゾ」ト思召御一家ハ御ウタテシキバカリ、青キ息、白キ息ヲゾツキニケル、死ヌレバ、冥途ノ苦シミニ同ジキナリ、コレヲ、「慈悲ゾ」ト、「可愛イ、愛シイ」ナドト、沈ミ果シ、見果シ給フテ、「愛シサニカウスル」ト仰ラレ回スウタテサハ、ナニ、譬ヘンカタナシ…御坊々々ノ御癖トシテ、「御影・御伝絵并無礙光・御自筆ノ御聖教、又アノ本・コノ本ヲ俺ガ借ルニ惜シム」ト睨メキメ召サレテ、「借ル々々」トイフテ取置カレ、御返シナシ、カヽル調法・放縦御座候ヤ、又御門徒ヲ取リタク思召スニヤ、大坊主ヲ睨メキメ、御勘氣ニナシタマフト、人ニ恐ロシガラレテ、国・郡・隣郷・隣単ノ御門徒ヲ、手足ヲ運バセ、参リ勤メサセラレン御為カ、因果ノコトハリゾト、覚悟シナガラモ、悲シク、物憂ク、憂キモ辛キモ、止メ果テトヤセン…御一家様ヘ、芥子粒ヲ千ニ割リテ、ソノ一ツナリトモ、心ヲ許スナ、手綱ヲユルメナ、ハヤク御勘氣ニヲナシアルゾ、…」（日本思想大系17『蓮如・一向一揆』1972年9月25日、岩波書店発行、234-235頁参照）